

平成 31 年 3 月 13 日

答申第 2 号（平成 30 年度諮問 甲総第 302 号 平成 30 年 11 月 27 日）

甲良町長 野瀬 喜久男 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 進

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

平成 30 年 11 月 27 日付甲総第 302 号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という）の結論

甲良町長は、実施機関が甲良町個人情報保護条例（平成 18 年 3 月 28 日条例第 2 号、改正 平成 18 年 6 月 15 日条例第 17 号、以下、「条例」という）第 23 条の規定により行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分を取り消し、別表に掲げる情報について、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求に至る経緯

(1) 個人情報の開示請求

審査請求人は、平成 30（2018）年 10 月 30 日付で条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、甲良町長に対して本件対象個人情報「平成 30 年 9 月 21 日及び平成 30 年 9 月 28 日付受診命令書発令に至った分限処分審査会への諮問内容及び経緯の分かる一切の書類。上記分限処分審査会審議内容全ての書類・議事録」の開示請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、上記の開示請求に対し、平成 30 年 11 月 13 日付で、本件対象個人情報が条例第 23 条に該当することを理由に、当該情報の存否について応答を拒否する決定を行い（以下、「本件処分」という）、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人の代理人は、本件処分を不服として、平成 30 年 11 月 19 日付で、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象情報の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の代理人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、以下のとおりである。

①本件処分通知書には、「甲良町職員分限処分審査委員会への諮問、審議内容等に関する情報の開示を応答すると、特定の個人が諮問対象になっているか否かを知ることができることになってしまうため」との理由が記載されているが、これは情報公開請求と個人情報開示請求とを混同するもので、存否拒否回答の理由にはなっていない。

②審査請求人には、分限審査会で分限処分を行うことを前提とする受診命令が発令されており、町長も議会で審査請求人に対して分限審査会の答申が出ている旨答弁しているのであるから、審査請求人に係る分限審査会への諮問がなされていることは、審査請求人にも、庁内にも、周知の事実である。存否応答拒否には理由がなく、違法である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本審査会に対して概ね以下のとおりの説明を行った。

(1) 本件対象情報の開示請求に対して、条例第 23 条を適用したのは誤りであった。再検討した結果、非開示の理由は以下のとおりである。

(2) 条例第 20 条第 5 号に該当する。

甲良町分限懲戒審査委員会は非公開会議であり、任命権者の諮問に応じ、分限及び懲戒に関する事項を審査している。委員会の各委員及び処分庁の担当者等が諮問内容について自由かつ率直に意見交換を行うことが不可欠であり、委員等の発言内容が分かる書類が開示されれば、処分対象となった職員その他関係者から委員への不当な圧力がかかることが懸念される。そのため、委員等の率直な意見交換を行うことを躊躇する可能性がある。

(3) 条例第 20 条第 6 号エに該当する。

審査会は非公開を前提に議論していることから、これらに係る書類を公開することにより、正確かつ迅速に情報を得られなくなるおそれがある。よって、今後の分限処分等の有無及び量定に係る部分に影響を及ぼし、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 条例第 20 条第 7 号に該当する。

(1) のとおり、公開されることにより委員等に不当な圧力がかかることにより、将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生じるおそれがある。

(5) 以上のことから、分限懲戒審査委員会に関する文書は非開示部分で占められ、また一式の書類全体として処分に至るまでの検討過程情報であり、特定個人の処分に関わる事項に特化して審議していることから、開示情報と非開示情報に区分することはなしえないと考え、全部不開示が妥当と考える。

5 審査会の判断

(1) 存否応答拒否の当否

実施機関は、本件対象情報は、条例第 23 条「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」を適用し、存否応答拒否を行ったが、この処分は誤っており、取り消されるべきである。

なぜなら、審査請求人の代理人が審査請求書で主張するように、審査請求人には分限懲

戒審査委員会で分限処分の審議を行うことを前提とする受診命令が発令されており、また、町長も議会で審査請求人に対して分限懲戒審査委員会の答申が出ている旨答弁しているのであるから、審査請求人に係る分限懲戒審査委員会への諮問がなされていることは、審査請求人にも庁内でも周知の事実であるからである。したがって、23条に規定する存否応答拒否の根拠は存在しない。

(2) 実施機関の、本審査会における新たな不開示理由についての本審査会の判断

ア 実施機関は、上記のように、本審査会における説明において、当初の条例第23条の規定に基づく存否応答拒否を変更し、条例第20条第5号、条例第6号エ、条例第20条第7号に該当するがゆえに、非開示が妥当と考えると説明した。

条例第1条は「町の機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護および公正かつ適正な町政運営に資することを目的とする。」と規定し、町が保有する個人情報は原則的に本人に開示されるべきであり、例外的に限定的に認められた事由がある場合に限り不開示とすることができるに過ぎない。それゆえ、条例第21条は「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときには、開示請求者に対して、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定しているのである。したがって、容易に区分できる本対象情報の各部分について、開示拒否処分をなすにたる理由があるかを個々具体的に判断すべきであり、そのような理由が認められない部分については、部分開示すべきである。したがって、実施機関が、本審査会に対する説明において挙げた不開示理由もこの観点から検討されなければならない。以下、具体的に検討を行う。

イ 実施機関は、本審査会において、不開示理由として、条例第20条第5号「町の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると説明したが、この「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものでなければならない。しかしながら、本件における対象情報「全体」を不開示とするべき「おそれ」についての実施機関の説明は具体性を欠いており、当審査会として本件対象情報の一部でも開示することで、実質的な「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に町民等の間に混乱を生じさせるまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれ」があると認めることはできない。

ウ 実施機関は、本審査会において、不開示理由として、条例第20条第6号「町の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」、同条同号エ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当すると説明した。しかし、これに関しても、本件対象情報の「全体」を不開示とすべきとしてあげる「支障」についての実施機関の説明は具体性を欠き、当審査

会として、本件対象情報の一部でも開示することで、実質的な「支障」を及ぼす「おそれ」があると認めることはできない。

エ 実施機関が、本審査会において不開示理由として挙げている条例第 20 条第 7 号「個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等（以下「個人の評価等」という）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等または将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に関しても同様に、本件対象情報の「全体」を不開示とすべきとしてあげる「支障」についての実施機関の説明は具体性を欠き、当審査会として、本件対象情報の一部でも開示することで、実質的な「著しい支障が生ずるおそれ」があると認めることはできない。

オ したがって、本件対象情報全体を不開示とするべきと判断することはできない。以下、本件対象情報の部分毎に、開示されるべきか不開示とするべきかを検討する。

(3) 部分開示に係る判断

審査請求人は、「平成 30 年 9 月 21 日及び平成 30 年 9 月 28 日付受診命令書発令に至った分限審査会への諮問内容及び経緯のわかる一切の書類。上記分限審査会審議内容全ての書類・議事録」の開示を求めているが、本審査会は、上記のような判断に基づき、本件対象情報を部分毎に開示されるべきか不開示とすべきかを検討する。

ア 本件対象情報は、以下のとおりである。

1 諮問書の起案書

①諮問書の送付について（修正および追加）（平成 30 年 7 月 12 日起案の頭）②諮問書（送付した諮問書の写し）③諮問書（平成 30 年 7 月 12 日起案の頭の続き）④諮問書の送付について（修正）⑤諮問書の送付について（平成 30 年 7 月 3 日起案書）

II 諮問書（平成 30 年 7 月 17 日付）

III 第 1 回甲良町職員分限懲戒審査委員会資料

①次第 ②委員会口述書 ③甲良町職員分限懲戒審査委員会条例 ④甲良町職員分限懲戒審査委員会規則 ⑤甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する規則 ⑥甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する規則 ⑦甲良町職員の懲戒に関する手続および効果に関する条例 ⑧諮問書（写） ⑨案件の顛末 ⑩諮問書（案） ⑪人事組織表（平成 28 年 4 月 1 日現在） ⑫分限処分（病気休職）について（平成 29 年 6 月 27 日起案書） ⑬分限処分（病気休職）について（平成 29 年 6 月 30 日起案書） ⑭分限処分（病気休職）について（平成 29 年 9 月 1 日起案書） ⑮休職者（中川初美）の面談記録の提出について（報告）（平成 29 年 11 月 24 日付）と面談記録（中川初美）（平成 29 年 11 月 22 日付） ⑯分限処分（病気休職）について（平成 29 年 12 月 1 日起案書） ⑰甲良町議会 3 月議会議事録（部分） ⑱職員の服務上における指示（平成 29 年 12 月 14 日） ⑲人事組織表（平成 29 年 12 月 28 日現在） ⑳相談記録（中川初美）（平成 30 年 2 月 28 日付） ㉑診断書（平成 30 年 3 月 1 日付） ㉒こうらの町政・議会報告第 9 号 ㉓通知書 ㉔平成 30 年 3 月甲良町議会議事録（部分） ㉕診断書（平成 30 年 3 月 7 日付） ㉖議会本会議について（メール） ㉗説明員の出席ならびに委任について（平成 30 年 5 月 25 日付） ㉘議会欠席の配慮についてのお願ひ（平成 30 年 6 月 4 日付） ㉙診断書（平成 30 年 3 月 1 日付） ㉚報告書 ㉛面接記録（中川愛博）（平成 30 年 6 月 12 日付） ㉜休暇却下に

ついて（メール）（2018年6月15日付） ㉒通知書（中川初美の代理人）（平成30年6月27日付） ㉓出勤簿 ㉔議会欠席についてのお願い

IV 第2回分限懲戒審査委員会資料

①次第 ②町の各指針と国の人事院の指針との違い ③平成29年9月議会の一般質問通告書およびその議事録（部分） ④平成29年12月5日の町議会全員協議会のテープ起こし ⑤平成30年3月議会の一般質問通告書およびその議事録（部分） ⑥平成30年6月議会の一般質問通告書 ⑦議会だより ⑧町村議会の運営に関する基準 ⑨甲良町職員の給与に関する条例 ⑩地方自治法 ⑪説明員の出席ならびに委任について、出席要求書 ⑫平成30年3月議会一般質問通告書 ⑬「広報こうら」の一部の頁 ⑭平成30年3月議会の一般質問の議事録（部分） ⑮平成29年3月議会の一般質問通告書およびその議事録（部分） ⑯町長面談記録 ⑰通知書、ご連絡、御通知 ⑱第2回甲良町分限懲戒審査委員会の協議内容について ⑲分限処分の種類と要件

V 第2回分限懲戒審査委員会テープ起こし（議事録）

VI 第3回分限懲戒審査委員会資料

①次第 ②甲良町職員懲戒処分に関する指針 ③答申書（案） ④議会等欠席の配慮についてのお願い ⑤甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する条例 ⑥甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する規則 ⑦資料編 ⑧甲良町個人情報保護条例

VII 第3回分限懲戒審査委員会テープ起こし（議事録）

VIII 答申

イ 当審査会は上記の本件対象情報を検分した結果、以下のように判断する。

Iの②③の諮問書およびIIの諮問書の中の「案件の顛末」の平成29年3月29日、平成29年12月上旬～中旬、平成30年1月4日欄の情報は、条例第20条第1号「開示請求者以外の個人に関する情報であって」、開示することにより、「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、非開示が妥当である。同諮問書の中の30年4月27日欄の記述、5月14日欄の記述、平成30年6月8日欄の記述については、条例第20条第6号エ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当することから、非開示が妥当である。その他の部分は、任命権者が本件分限処分に至る客観的経過を記したものであり、開示が妥当である。

III⑪の人事組織表のうち、本審査会が指示した部分は、条例第20条第1号に該当することから、非開示が妥当である。III⑲の報告書および㉒の通知書は、条例第20条第6号エに該当することから、非開示が妥当である。その他の部分は開示すべきである。

IV①のうち、審議項目の④の一部は条例第20条第1号に該当することから、非開示が妥当である。④の全員協議会のテープ起こし部分については、以下のように判断する。甲良町議会の全員協議会が傍聴可能な形で開催されているとはいえ、その議事録は公開されていない。また、分限懲戒審査委員会での全員協議会の議事の配布部分は条例第20条第1号に該当することから、非開示が妥当である。⑯の町長面談記録は、条例第20条第1号に該当することから、非開示が妥当である。⑱の「第2回甲良町分限懲戒審査委員会の協議内容について」情報のうち、記①の一部は、条例第20条第6号エに該当することから、非開示が妥当である。

その他の部分は開示すべきである。

Vの第2回分限懲戒審査委員会のテープ起こし（議事録）は、審査請求人の分限に関して任命権者の諮問を受け、非公開で開催される分限懲戒審査委員会の議論そのものであり、人事管理に係る事務である。それゆえ、当審査会は、慎重に内容を検討し、次のように判断する。すなわち、分限懲戒審査委員会の委員等間の議論のうち、審査請求人の分限に関する議論は条例第20条第6号エに該当することから、非開示妥当と判断する。その他の部分は、開示すべきである。

VIの第3回分限懲戒審査委員会資料は全て開示が妥当である。なお、付言すれば、VI④の分限懲戒審査委員会の答申案およびVIIIの同答申は、審査請求人の分限処分に関して諮問に至る経緯、分限審査委員会が認定した事実および結論を記載したものである。甲良町職員分限懲戒審査委員会条例第5条第2号では「任命権者はその答申を尊重するものとする。」とされている。答申は、実施機関内部における検討内容等を、審査請求人に通知された分限処分書等より詳細に記載するものであるが、条例第1条に規定する「個人の権利利益の保護」に照らして、開示が妥当である。

VIIの分限懲戒審査委員会のテープ起こし（議事録）については、審査請求人の分限に関して任命権者の諮問を受け、非公開で開催される分限懲戒審査委員会の議論そのものであり、人事管理に係る事務である。それゆえ、当審査会は、次のように判断する。すなわち、分限懲戒審査委員会の委員等間の議論部分のうち、審査請求人の分限に関する議論は条例第20条第6号エに該当することから、非開示妥当と判断する。その他の部分は、開示すべきである。

(4) 結論

以上のように、実施機関が行った条例第23条による存否応答拒否は、その適用を誤っており、非公開決定を取り消すべきである。当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

したがって、主文「1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会の結論」のとおり答申する。

なお、当審査会が、本件の開示請求情報の一部である第1回分限懲戒審査会のテープ起こし（議事録）を検分しようとしたところ、その録音データの滅失が報告され、検分することができなかった。町の重要な会議の記録を滅失させたことは情報管理における重大な過ちであり、個人情報保護および情報公開の面から重大な問題である。今後は個人情報保護条例第9条「実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」および甲良町情報公開条例第25条「実施機関は、情報の適切な保存および迅速な検索に資するための情報の管理体制の整備を図るとともに」の実現のために、一層の慎重な取組をすることを、当審査会は求めることを付言する。

6 審査会の経過

当審査会の経過は、別紙1「審査会の審議経過」のとおりである。

別表

I 諮問書の起案書

①諮問書の送付について（修正および追加）（平成30年7月12日起案の頭）②諮問書（送付した諮問書の写し）③諮問書（平成30年7月12日起案の頭の続き）④諮問書の送付について（修正）⑤諮問書の送付について（平成30年7月3日起案書）

II 諮問書（平成30年7月17日付）

III 第1回甲良町職員分限懲戒審査委員会資料

①次第 ②委員会口述書 ③甲良町職員分限懲戒審査委員会条例 ④甲良町職員分限懲戒審査委員会規則 ⑤甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する規則 ⑥甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する規則 ⑦甲良町職員の懲戒に関する手続および効果に関する条例 ⑧諮問書（写） ⑨案件の顛末 ⑩諮問書（案） ⑪人事組織表（平成28年4月1日現在） ⑫分限処分（病気休職）について（平成29年6月27日起案書） ⑬分限処分（病気休職）について（平成29年6月30日起案書） ⑭分限処分（病気休職）について（平成29年9月1日起案書） ⑮休職者（中川初美）の面談記録の提出について（報告）（平成29年11月24日付）と面談記録（中川初美）（平成29年11月22日付） ⑯分限処分（病気休職）について（平成29年12月1日起案書） ⑰甲良町議会3月議会議事録（部分） ⑱職員の服務上における指示（平成29年12月14日） ⑲人事組織表（平成29年12月28日現在） ⑳相談記録（中川初美）（平成30年2月28日付） ㉑診断書（平成30年3月1日付） ㉒こうらの町政・議会報告第9号 ㉓通知書 ㉔平成30年3月甲良町議会議事録（部分） ㉕診断書（平成30年3月7日付） ㉖議会本会議について（メール） ㉗説明員の出席ならびに委任について（平成30年5月25日付） ㉘議会欠席の配慮についてのお願い（平成30年6月4日付） ㉙診断書（平成30年3月1日付） ㉚報告書 ㉛面接記録（中川愛博）（平成30年6月12日付） ㉜休暇却下について（メール）（2018年6月15日付） ㉝通知書（中川初美の代理人）（平成30年6月27日付） ㉞出勤簿 ㉟議会欠席についてのお願い

IV 第2回分限懲戒審査委員会資料

①次第 ②町の各指針と国の人事院の指針との違い ③平成29年9月議会の一般質問通告書およびその議事録（部分） ④平成29年12月5日の町議会全員協議会のテープ起こし ⑤平成30年3月議会の一般質問通告書およびその議事録（部分） ⑥平成30年6月議会の一般質問通告書 ⑦議会だより ⑧町村議会の運営に関する基準 ⑨甲良町職員の給与に関する条例 ⑩地方自治法 ⑪説明員の出席ならびに委任について、出席要求書 ⑫平成30年3月議会一般質問通告書 ⑬「広報こうら」の一部の頁 ⑭平成30年3月議会の一般質問の議事録（部分） ⑮平成29年3月議会の一般質問通告書およびその議事録（部分） ⑯町長面談記録 ⑰通知書、ご連絡、御通知 ⑱第2回甲良町分限懲戒審査委員会の協議内容について ⑲分限処分の種類と要件

V 第2回分限懲戒審査委員会テープ起こし（議事録）

VI 第3回分限懲戒審査委員会資料

①次第 ②甲良町職員懲戒処分に関する指針 ③答申書（案） ④議会等欠席の配慮についてのお願い ⑤甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する条例 ⑥甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する規則 ⑦資料編 ⑧甲良町個人情報保護条例

Ⅶ 第3回分限懲戒審査委員会テープ起こし（議事録）

Ⅷ 答申

上記の1からⅧの本件対象情報のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除く、すべて。

別紙1 審査会の審議経過

平成30年12月21日	諮問を受ける（甲総第302号、平成30年11月27日）
平成31年1月30日	審議
平成31年2月6日	審議
平成31年2月20日	審議
平成31年3月13日	答申

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長	高橋進
副会長	佐口裕之
委員	上野初子
委員	藤居桂三
委員	松原歌子